

畜産経営安定緊急支援事業費補助金交付要綱

〔令和7年3月11日〕
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業資材費の高騰により負担が増大している畜産経営体の負担軽減を図るとともに、酪農経営体の経営維持に向けて高品質な生乳生産を促進するため、畜産経営の安定に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「畜産経営体」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有し、畜産業を営む個人
- (2) 市内に住所を有し、畜産業を営む個人により構成された任意団体および農業法人

2 この要綱において「家畜」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 肉用牛
- (2) 乳用牛
- (3) 豚
- (4) 羊
- (5) 鶏

3 この要綱において「高品質な生乳」とは、細菌数が1ミリリットルあたり10万未満の生乳をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号いずれにも該当する畜産経営体とする。

- (1) 令和6年4月から令和7年3月までに、畜産物の出荷実績がある者
- (2) 令和7年2月1日時点で家畜を飼養している者。ただし、鶏の場合は100羽以上飼養している者

(補助金の種類)

第4条 補助金の種類は次のとおりとする。

- (1) 光熱動力費等の支援
- (2) 高品質な生乳生産への支援
(補助金の額)

第5条 光熱動力費等の支援に係る補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に令和7年2月1日時点における家畜の飼養頭羽数を乗じて得た額を合算した額とする。

- (1) 肉用牛 1頭あたり3千円
- (2) 乳用牛 1頭あたり10千円
- (3) 豚 1頭あたり7千円
- (4) 羊 1頭あたり3千円
- (5) 鶏 1羽あたり15円

2 高品質な生乳生産への支援に係る補助金の額は、令和6年4月から令和7年3月までに出荷した生乳のうち、高品質な生乳1キログラムあたり2.5円を乗じた額とする。

(交付申請等)

第6条 光熱動力費等の支援に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、令和7年4月30日までに畜産経営安定緊急支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 令和6年4月から令和7年3月までの畜産物の出荷実績が確認できる書類
- (2) 令和7年2月1日時点の家畜の飼養頭数が確認できる書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 高品質な生乳生産への支援に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、令和7年4月30日までに畜産経営安定緊急支援事業費補助金交付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 令和6年4月から令和7年3月までの生乳出荷実績が確認できる書類

(2) 令和7年2月1日時点の家畜の飼養頭数が確認できる書類

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、畜産経営安定緊急支援事業費補助金交付可否決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該補助金の交付を受けようとするときは、畜産経営安定緊急支援事業費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合においては、速やかに理由を付した書面により当該取消しに係る補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年3月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する第10条および第11条の規定の適用については、その時以降もなおその効力を有する。